

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）について

1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

2 対象児童

基準日（令和3年3月31日）時点で、18歳未満の児童
（障害児の場合は20歳未満）

3 支給対象者

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

4 給付額

児童ひとり当たり一律5万円

5 支給時期

- ・支給対象者①…5月11日支給
- ・支給対象者②③…申請後、可能な限り速やかに支給

6 支給手続き等

- ・支給対象者①…申請不要。ただし、給付金の受け取りを辞退する方は、市に届出書の提出が必要。
- ・支給対象者②③…要申請。市で申請内容確認後、指定口座に振込。

7 支給までのスケジュール

令和3年4月中旬 市HP等による制度周知
支給対象者①へ制度案内通知
4月28日 支給対象者②へ制度案内通知（前年度申請があった方）
4月30日 給付金の辞退申請期限
5月6日 支給対象者②③申請受付開始
5月11日 給付金振込（支給対象者①）
令和4年2月28日 申請締切

【参考：給付金内訳】

対象者	人数(人)	単価(円)	計(円)
支給対象者①対象児童数	520	50,000	26,000,000
支給対象者②	40	50,000	2,000,000
支給対象者③	40	50,000	2,000,000
合計	600	50,000	30,000,000

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）について

1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

2 対象児童

基準日（令和3年3月31日）時点で、18歳未満の児童
（障害児の場合は20歳未満）

3 支給対象者

- ① 対象児童を養育する父母等であり、かつ、令和3年度分の住民税（均等割）が非課税である者（令和2年の所得によって決定）
- ② 令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった者

4 給付額

児童ひとり当たり一律5万円

5 支給手続き等

既存制度（児童手当及び特別児童扶養手当）の情報を活用し、約8～9割の対象者は申請不要で口座に振り込む方法を検討中。その他の対象者は、申請に基づき対応。（申請期限は令和4年2月末）

6 支給までのスケジュール（予定）

令和3年6月頃	市HP等による制度周知
7月初旬	申請受付開始予定
7月頃	給付金振込予定
令和4年2月末	申請締切